

様式第30号（第32条、第33条、第34条関係）

住所等変更届出書 許可証等亡失届出書 許可証等再交付申請書			年 月 日
長崎県知事 様			
住 所	(〒 —) 電話番号 (— —)		
ふりがな			
氏 名			
生年月日	年 月 日 生		
職 業			
(該当項目の□に ㊞印を付す) ☐ 住所・氏名等に係る区分の変更届出書（※1） 下記のとおり住所等の変更をしたので、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（第46条第1項、第61条第4項）又は同法施行規則（第7条第11項、第7条第12項、第11条の2第9項、第13条の9第5項、第13条の9第6項、第15条第6項、第20条第5項、第24条第5項、第42条第5項、第46条の2第5項）の規定により届け出ます。 ☐ 対象鳥獣捕獲員となった場合又は当該者が対象鳥獣捕獲員でなくなった場合の届出書（※2） 下記のとおり変更があったので、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律第9条第7項の規定により読み替えて適用する鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第61条第4項の規定により届け出ます。 ☐ 亡失届出 下記のとおり狩猟免許等を亡失したので、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（第7条第13項、第7条第14項、第11条の2第10項、第13条の9第7項、第15条第7項、第20条第6項、第24条第6項、第42条第6項、第46条の2第6項、第50条、第65条第10項）の規定により届け出ます。 ☐ 再交付申請 下記のとおり狩猟免許等を亡失（滅失、汚損、破損）したので、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（第9条第9項、第15条第7項、第19条第6項、第24条第6項、第35条第8項、第46条第2項、第61条第5項）又は同法施行規則（第11条の2第7項、第13条の9第4項、第46条の2第4項）の規定により狩猟免許等の再交付を申請します。			
狩 猟 免 状 等 の 種 類		(該当項目の□に ㊞印を付す) ☐狩 猟 免 状 ☐狩猟者登録証 ☐狩猟者記章 ☐鳥獣の捕獲等許可証 ☐従 事 者 証 ☐承認証（対象狩猟鳥獣） ☐指定猟法許可証 ☐鳥獣飼養登録票 ☐販売許可証 ☐承認証（特定猟具使用） ☐指定管理鳥獣捕獲等事業従事者証 ☐麻醉銃猟許可証	
番 号			
交 付 年 月 日		年 月 日	
変 更 ・ 亡 失 年 月 日		年 月 日	
※1	変 更 事 項		(該当項目の□に ㊞印を付す) ☐住所 ☐氏名 ☐職業 ☐銃砲所持許可証番号及び交付年月日 ☐使用しようとする猟具 ☐狩猟免許の効力停止
	変更内容	旧	
		新	
※2	変 更 事 項		(該当項目の□に ㊞印を付す) ☐対象鳥獣捕獲員となった。 ☐当該者が対象鳥獣捕獲員でなくなった。
亡失又は再交付の理由			
記載上の注意事項 1 不要な文字は抹消し、該当項目の□に ㊞印を付すこと。 2 ※1印の欄は、住所・氏名等の変更届出を行おうとする場合に限り記入すること。 ※2印の欄は、対象鳥獣捕獲員でない者として狩猟者登録を行った者が当該者の狩猟者登録期間中に対象鳥獣捕獲員となった場合又は当該者が対象鳥獣捕獲員でなくなった場合の届け出に限り記入すること。 3 法人にあっては、住所欄は主たる事務所の所在地を、氏名の欄は名称と代表者名を記入すること。 添付書類 1 住所・氏名の変更を届出の場合には、住所、氏名の変更が確認できる書類（住民票、マイナンバーカードの写し等）を添付すること。ただし、個人番号の記載がないものに限る。 (届出書の提出に際して上記書類の提示を行うことでも足りる。) 2 再交付申請を行う場合は、手数料納付書を用いて金融機関等で所定の金額を納付した後、納付済証・照合票を別葉へ貼付したもの。			

(別葉)

手数料納付済申出書

申請者名	
納付した手数料の内容	
※領収証書から切り離した＜納付済証＞を貼付	※納付書の控え右側の＜納付済証 照合票＞を貼付

太枠内の申請者名欄に「氏名（名称）」を記入ください。
手数料納付書の領収証書から切り離した＜納付済証＞と納付書の控え部分から切り離した＜納付済証 照合票＞の2つを貼付してください。

【県処理欄】

☐ 財務会計システムへの申請書等受付の登録